

注 平成25年3月の改正から改正経緯を付した。

改正 平成25年3月11日24世障地第1978号

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第2項に規定する地域生活支援事業として世田谷区が実施する身体障害者用自動車改造費助成事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、身体障害者の社会復帰の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

（助成対象者）

第3条 この事業の対象者は、区内に居住し、かつ、身体障害者手帳の交付を受けている満18歳以上の者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1） 上肢、下肢又は体幹機能障害で、その程度が1級から3級までの者であること。

（2） 就労等に伴い、自らが運転する自動車を所有（住民登録上同一世帯に属する者が所有する場合を含む。）すると認められる者であること。

（3） 本人の前年（1月から6月までにあっては前々年）の所得が世田谷区心身障害者福祉手当条例（昭和49年10月世田谷区条例第45号）第3条第3項の規定に基づいて定められた所得額を超えないこと。

（助成対象経費）

第4条 助成対象経費は、操向装置、駆動装置等の改造に要するものとする。ただし、限度額を133,900円とする。

（助成の申請）

第5条 区長は、助成を受けようとする者に、身体障害者用自動車改造費助成申請書（第1号様式）を業者の見積明細書（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）、本人の前年（1月から6月までにあっては前々年）の所得が確認できる書類および運転免許の取得に際し付された条件が確認できるものの写しを添えて、提出させるものとする。

（助成の決定）

第6条 区長は、前条の規定により助成の申請があったときは、その内容を調査し、速やかに助成の可否を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により助成の可否を決定したときは、身体障害者用自動車改造費助成金交付決定通知書（第2号様式）により、助成をしないときは、身体障害者用自動車改造費助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請をした者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第7条 区長は、前条の第2項に規定する決定通知を受けた者に、当該自動車の改造を行い、その改造が完了してから3箇月以内に、身体障害者用自動車改造費交付請求書（第4号様式）を提出させるものとする。

2 前項の請求に当たっては、改造を行った業者の領収書（改造の箇所及び経費を確認することができるもの。ただし、分割払等の場合は、当該業者との分割払等の契約書の写しに改造の箇所及び経費を確認することができるものを添付することで代えることができる。）及び該当自動車の自動車検証の写しを添付するものとする。

（助成金の支払い）

第8条 区長は、前条の請求があったときは、前条の請求書の内容等を審査し、適当と認めた場合は、請求を受けた日から30日以内に請求者に対し助成金を支払うものとする。

(助成簿の整理)

第9条 区長は、助成の状況を明らかにするため身体障害者用自動車改造費助成簿(第5号様式)を整備しておくものとする。

附 則

この要綱は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則(世障発第34号)

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(世障発第637号)

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(世障発第537号)

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(世障発第91号)

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(世障福発第235号)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(18世障地第347号)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(20世障地第1362号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月11日24世障地第1978号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。